

琉球大学大学院農学研究科亞熱帶農学専攻付加プログラム
(国際農学プログラム)に関する要項

〔平成23年 2月23日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、琉球大学大学院農学研究科規程（以下「農学研究科規程」という。）第4条に基づき、琉球大学大学院農学研究科亞熱帶農学専攻付加プログラム（国際農学プログラム）（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、アジア・太平洋地域を拠点とする熱帯・亜熱帯の農林業の発展に寄与できる高度な専門知識・技術の習得、食・農・環境・資源の課題に関する教育・研究を教育コースに付加し、新たな農学を国際的な視点から先導的に推進できる力を養うことを目的とする。

(運営会議)

第3条 農学研究科にプログラムの教育と運営に関する事項を審議するため、授業科目を担当する専任の教員をもって組織するプログラム運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議主任)

第4条 会議に、会議を統括する会議主任を置き、授業科目を担当する専任の教員のうちから、研究科長が指名する者をもって充てる。

2 会議主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(履修の要件)

第5条 プログラムの履修にあたっては、農学研究科規程別表3に定めるプログラムの全ての授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。ただし、このプログラムで修得した単位は亞熱帶農学専攻の修了要件には含まれない。

(履修登録)

第6条 プログラムに履修登録できる者は、農学研究科亞熱帶農学専攻に在籍する学生とする。

2 プログラムの履修を希望する者は、履修を開始しようとする年度の前学期の履修登録確認表の提出時に、様式1により指導教員の承認を得て農学研究科長に提出しなければならない。

(修了証)

第7条 プログラムの修了者には、修了証を交付する。

2 修了証の様式は様式2のとおりとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、プログラムの組織運営等に関し必要な事項は、農学研究科委員会が別に定める。

附 則（平成23年2月23日）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

様式1（第6条第2項関係）

令和 年 月 日

琉球大学大学院農学研究科亞熱帶農学専攻付加
プログラム（国際農学プログラム）登録申請書

農学研究科長 殿

令和 年度入学

コース

学籍番号

氏 名

印

琉球大学大学院農学研究科亞熱帶農学専攻付加プログラム（国際農学プログラム）に関する
要項第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

研究題目			
研究計画と本プロ グラムとの関 連性			
指導教員	主 印	副 印	

様式2（第7条第2項関係）

第 号

琉球大学大学院農学研究科亞熱帶農学専攻付加
プログラム（国際農学プログラム）修了証書

研究科・教育コース等
氏 名
年 月 日 生

本学の大学院農学研究科亞熱帶農学専攻付加プログラム
(国際農学プログラム)を修了したことを証する

年 月 日

琉球大学大学院農学研究科長

氏 名 印